

第 34 回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）開催事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

第 34 回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）開催事業委託業務

(2) 業務の目的

第 34 回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）の開催にあたり、予選審査会及び本選大会を円滑かつ安全に開催し、参加した方にとって思い出深い大会になるよう運営すること。

(3) 業務内容

別添「第 34 回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）開催事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで

2 委託者

まんが王国・土佐推進協議会 会長 濱田 省司

3 見積限度額

30,116 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「第 34 回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）開催事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者とまんが王国・土佐推進協議会（以下「協議会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、契約の手続を行います。候補者であることを通知した日の翌日から起算して 10 日（県の閉庁日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

6 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止

措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

(5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

(6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望するものは、高知県が定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センターへ提出することとする。同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備がある等のときは、入札参加資格が与えられない場合がある。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル募集の日、プロポーザルの件名及び審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出るものとする。

(競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先)

所在地：高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名：高知県会計管理局総務事務センター

T E L : 088-823-9788 F A X : 088-823-9266

E-mail : 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

7 説明会

日 時：令和7年3月31日(月)15時30分から16時30分まで

開催方法：オンライン会議システム「Zoom Meetings」による

※参加用 URL は後日送付します。

提出書類：説明会に出席される事業者は別紙「説明会参加申込書(様式-1)」を、F A X又は電子メールにて協議会事務局へ提出してください。

なお、説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須条件ではありません。

(1) 提出期限

令和7年3月28日(金)14時必着

(2) 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階

高知県文化生活部文化国際課※1 まんが王国土佐室内

まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当※2：中平、大川

T E L : 088-823-9711 F A X : 088-823-9296

E-mail : 140201@ken.pref.kochi.lg.jp

※1 令和7年4月1日より文化振興課となります。(以下同じ)

※2 令和7年4月1日より本光、森に替わります。(以下同じ)

8 質疑と回答

質疑の受付期限は令和7年4月2日(水)14時までとします。質疑は別紙「質疑書(様式-2)」により提出するものとし、持参、F A X又は電子メールにて受け付けるものとします。F A X又は電子メールによる場合は、電話により到達を確認してください。質疑と回答の内容は、令和7年4月4日(金)14時までに高知県文化生活部文化国際課のホームページにて公開します。

9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加する事業者は、別紙「参加申込書(様式-3)」及び別紙「誓約書(様式-4)」等を提出する必要があります。申込に当たっての提出書類は次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（様式－3）	A4縦	1部
2	誓約書（様式－4）	A4縦	1部
3	法人等概要書（自由様式）	A4縦	1部
4	本仕様書に定める業務に関連する実績一覧表（自由様式）	A4縦	1部
5	都道府県税の納税証明書（原本）	－	1部
6	消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）	－	1部

(1) 参加申込

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和7年4月8日（火）14時必着

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階
高知県文化生活部文化国際課まんが王国土佐室内
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：中平、大川
TEL：088-823-9711

(2) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

① 幹事者を決め、「参加申込書（様式－3）」は幹事者が提出すること。

② 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧（様式－3別紙）」に記入のうえ、「共同企業体協定書（写し）」と併せて提出すること。

③ 幹事者及び全ての共同提案者について、「誓約書（様式－4）」、「法人等概要書（自由様式）」、「都道府県税の納税証明書（原本）」、「消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）」を提出すること。

④ 「参加申込書（様式－3）」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、提出期限までに、変更後の「参加申込書（様式－3）」、「共同提案者一覧（様式－3別紙）」及び「共同企業体協定書（写し）」を提出すること。

⑤ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできないこと。

(3) 資格要件の確認

協議会事務局は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認完了後、確認結果を令和7年4月10日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により、協議会に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

② 協議会は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成

別途定める「第34回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）開催事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」及び「仕様書」に基づいて企画提案書を作成してください。

11 審査委員会（プレゼンテーション）

別途定める「第34回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）開催事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。審査委員会は令和7年4月23日（水）に開催予定とし、詳細な日程を「参加申込書」を提出された方に改めて通知します。

12 審査結果

審査結果は、令和7年4月下旬（予定）に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には、開示の対象となります。

13 日程

令和7年3月26日（水）	公示・説明会参加募集開始
3月28日（金）14時	説明会参加申込締切
3月31日（月）15時30分	説明会
4月2日（水）14時	質疑書提出締切（回答4月4日（金））
4月8日（火）14時	参加申込書・誓約書提出締切（通知4月10日（木））
4月15日（火）14時	企画提案書の提出締切
4月23日（水）予定	審査委員会（プレゼンテーション）
4月下旬	審査結果通知
5月上～中旬	協議、契約締結

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（協議会内及び審査会での使用に限る。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することとなります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当する場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式-6により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に準じてまんが王国・土佐推進協議会が客観的に判断することとします。

15 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階
高知県文化生活部文化国際課まんが王国土佐室内
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：中平、大川
TEL：088-823-9711 FAX：088-823-9296
E-mail：140201@ken.pref.kochi.lg.jp

16 契約について

委託契約書による契約の締結は、契約相手候補者となった事業者と協議の上で行うものとする。

17 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加意思を表明した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の協議会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。
- (4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする場合があります。

- ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 虚偽内容が記載されていることが判明した場合
 - ウ 審査委員、事務局員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - エ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - オ 企画提案書の内容、提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
 - カ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合
- (5) 選定結果についての異議申し立ては認めません。
- (6) やむを得ない事情等で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知することとします。

【参考資料】

地方自治法施行令第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者

国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの